

平成26年12月19日

平成26年分政党交付金及び特定交付金の12月交付

次の政党に対して12月19日に政党交付金を交付します。

(単位：円)

政党の名称	交付額
自由民主党	3,945,915,000
民主党	1,673,220,750
維新の党	608,937,900
公明党	650,009,250
次世代の党	302,030,850
社会民主党	107,284,500
新党改革	25,662,250
合計	7,313,060,500

政党要件を満たさなくなった次の政治団体に対して12月24日（予定）に特定交付金を交付します。

(単位：円)

政治団体の名称	交付額
生活の党	187,180,663

(注) みんなの党は11月28日に解散したため、政党交付金及び特定交付金を交付しない。

(連絡先)	自治行政局選挙部 政党助成室
担当	白井係長、吉田係長
電話	(代表) 03-5253-5111
	内線 23193、23194
	(直通) 03-5253-5582
	(FAX) 03-5253-5583

(参考)

【政党交付金が交付される政党】

(単位：円)

政党等の名称	1 2 月 交 付			既 交 付 額 ②	年 間 交 付 総 額 ①+②
	交 付 額 ①	請 求 書 提 出 日	交 付 日		
自由民主党	3,945,915,000	12月 1日	12月19日	11,837,745,000	15,783,660,000
民 主 党	1,673,220,750	12月 4日	12月19日	5,019,662,250	6,692,883,000
維 新 の 党	608,937,900	12月 8日	12月19日	608,937,900	1,217,875,800
公 明 党	650,009,250	11月27日	12月19日	1,950,027,750	2,600,037,000
次世代の党	302,030,850	12月 1日	12月19日	302,030,850	604,061,700
社会民主党	107,284,500	12月 3日	12月19日	321,853,500	429,138,000
新 党 改 革	25,662,250	12月 1日	12月19日	76,986,750	102,649,000
合 計 (A)	7,313,060,500			20,117,244,000	27,430,304,500

【特定交付金が交付される政治団体】

生 活 の 党	187,180,663	12月17日	12月24日(予定)	561,540,000	748,720,663
合 計 (B)	187,180,663			561,540,000	748,720,663

【平成26年に政党交付金が交付されたが、12月19日現在で解散した政党の既交付額及び年間交付総額の一覧】

日本維新の会				1,647,441,000	1,647,441,000
みんなの党				1,510,029,000	1,510,029,000
結いの党				174,496,500	174,496,500
合 計 (C)				3,331,966,500	3,331,966,500

【総計】

総 計 (A)+(B)+(C)	7,500,241,163			24,010,750,500	31,510,991,663
--------------------	---------------	--	--	----------------	----------------

- ・ 表中の各政党の順番は、各政党の所属国会議員数（維新の党は9月21日現在、次世代の党は8月1日現在、その他の政党は1月1日現在における届出）に基づくものです。
- ・ 「既交付額」とは、平成26年4月、7月及び10月に交付された政党交付金の合計額です。
- ・ 12月10日までに請求書を提出した政党等に対しては、12月19日に交付することとされています。また、12月11日から12月19日に請求書を提出した政党等に対しては、請求日の翌日から起算して10日以内に交付することとされています。
- ・ 生活の党への特定交付金については、報道資料（12月19日報道資料「特定交付金の交付決定」）を参照して下さい。
- ・ 日本維新の会は、7月31日に解散し、8月1日に日本維新の会(名称は同じですが、解散した日本維新の会とは別政党)と次世代の党に分割されました。
- ・ 維新の党は、8月1日に設立された日本維新の会が、9月21日に結いの党と合併し、名称を変更した政党です。
- ・ 政党助成法第23条第4項に基づく届出があったため、8月29日に、日本維新の会に1,043,379,300円、次世代の党に604,061,700円を両政党に係る未交付金として交付決定しました。
- ・ 政党助成法第23条第4項に基づく届出があったため、10月8日に、維新の党に174,496,500円を同政党に係る未交付金として交付決定しました。